

日本脳炎ワクチンの接種について

日本脳炎の予防接種を実施するに当たって、受けられる方の健康状態をよく把握する必要があります。予診票にはできるだけ詳しくご記入下さい。お子さんの場合は健康状態をよく把握している保護者がご記入下さい。

【日本脳炎について】

日本脳炎ウイルスの感染によっておこる疾患で、ヒトからヒトへの感染はなく、ブタなどの動物の体内でウイルスが増殖した後、そのブタを刺した蚊（コガタアカイエカ）がヒトを刺すことによって感染します。

感染しても発病するのは100～1,000人に1人といわれていますが、症状が出る場合には、6～16日間の潜伏期間の後に、数日間の高熱、頭痛、嘔吐などで発病し、引き続き急激に、光への過敏症、意識障害、けいれん等の症状があらわれます。脳炎を発症した場合、20～40%が死亡に至る病気といわれています。

日本脳炎の発生状況は地域によって大きく異なっており、多くは九州・沖縄地方及び中国・四国地方で発生しています。また、近年は高齢者を中心に患者が発生しています。ブタにおける日本脳炎の流行は毎年6月から10月まで続きますが、この間に80%以上のブタが感染しています。

【ワクチンの特徴と副反応】

このワクチンは、Vero細胞という培養細胞でウイルスを培養し、精製後に不活化したワクチンです。副反応は、注射部位の紅斑、腫脹（はれ）、内出血、硬結（しこり）、疼痛、そう痒症、しびれ感、熱感などがみられることがあります。全身症状としては、発疹、紅斑、かゆみ、じんましん、頭痛、気分変化、失神・血管迷走神経反応、感覚鈍麻、末梢性ニューロパチー、咳嗽（せき）、鼻漏（はなみず）、発声障害、鼻出血、鼻閉、咽喉頭疼痛、くしゃみ、喘鳴、咽頭紅斑、腹痛、下痢、嘔吐、食欲不振、嘔気、発熱、異常感、倦怠感、悪寒、関節痛、リンパ節腫脹、脱力感などがみられることがあります。通常、数日中に消失します。

また、まれにショック、アナフィラキシー（じんましん、呼吸困難、血管浮腫等）、急性散在性脳脊髄炎、脳炎・脳症、けいれん、血小板減少性紫斑病が起こる可能性があります。このような健康被害が生じた場合の救済については、健康被害を受けた人又は家族が独立行政法人 医薬品医療機器総合機構法に基づいて手続きを行うことになります。

【予防接種を受けることができない人】

1. 明らかに発熱のある人（37.5℃を超える人）
2. 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかなる人
3. 過去に日本脳炎ワクチンの接種を受けて、アナフィラキシーを起こしたことがある人
なお、他の医薬品投与を受けてアナフィラキシーを起こした人は、接種を受ける前に医師にその旨を伝えて判断を仰いで下さい。
4. その他、医師が予防接種を受けることが不相当と判断した人

【予防接種を受けるに際し、医師とよく相談しなくてはならない人】

1. 心臓病、腎臓病、肝臓病や血液の病気などの人
2. 発育が遅く、医師、保健師の指導を受けている人
3. かぜなどのひきはじめと思われる人
4. 予防接種を受けたときに、2日以内に発熱のみられた人及び発疹、じんましんなどのアレルギーを疑う異常がみられた人
5. 薬の投与又は食事で皮膚に発疹が出たり、体に異常をきたしたことのある人
6. 今までにけいれんを起こしたことがある人
7. 過去に本人や近親者で、検査によって免疫状態の異常を指摘されたことのある人
8. 妊婦又は妊娠の可能性のある人

【予防接種を受けた後の注意】

1. 日本脳炎ワクチンを受けたあと30分間は、急な副反応が起こることがあります。医療機関にいるなどして様子を観察し、医師とすぐに連絡をとれるようにしておきましょう。
2. 接種部位は清潔に保ちましょう。接種当日の入浴は差し支えありませんが、注射した部位をこするようなことはやめましょう。
3. 接種当日はいつも通りの生活をしましょう。激しい運動や大量の飲酒は避けましょう。
4. 万一、高熱やけいれんなどの異常な症状が出た場合は、速やかに医師の診察を受けて下さい。

あなたの接種予定日	医療機関名
月 日 () です 当日は受付に 時 分頃 おこし下さい	

【参考】

任意接種における救済制度について（独立行政法人 医薬品医療機器総合機構法に基づく救済）

医薬品副作用被害救済制度

予防接種法の定期接種によらない任意の接種によって健康被害（医薬品を適正に使用したにもかかわらず発生した副作用により入院が必要な程度の疾病や障害など）が生じた場合は、独立行政法人 医薬品医療機器総合機構法による被害救済の対象となります。健康被害の内容、程度等に応じて、薬事・食品衛生審議会（副作用被害判定部会）での審議を経た後、医療費、医療手当、障害年金、遺族年金、遺族一時金などが支給されます。

生物由来製品感染等被害救済制度

生物由来製品感染等被害救済制度により、生物由来製品を適正に使用したにもかかわらず、その製品を介して感染等にかかり、健康被害（入院が必要な程度の疾病や障害など）が生じた場合の救済も行われることになりました（平成16年4月1日以降に使用された生物由来製品によって生じた感染被害が対象）。

問い合わせ先は下記のとおりです。

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 救済制度相談窓口

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

電話：0120-149-931（フリーダイヤル）

URL：<http://www.pmda.go.jp>